

(別紙)

指定 平成26年 2月18日

告示 平成26年 2月18日

| 種類 | 指定番号 | 題名 | 製作発行所等 | 雑誌コード等 | 指定理由 |
|------|------|--------------|-------------|----------|---|
| ○ 雑誌 | 25-1 | シマウマ 6 | (株)少年画報社 | 50039-91 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| ○ " | 25-2 | シマウマ 7 | (株)少年画報社 | 50040-86 | |
| ○ " | 25-3 | D. B. S 1 | (株)講談社 | 42542-43 | |
| ○ " | 25-4 | 親指さがし | (株)幻冬社コミックス | 54243-63 | |
| " | 25-5 | 実話ドキュメント 2月号 | (株)竹書房 | 15115-2 | |

【参考：例示通知】

次のものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等として、佐賀県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定による有害図書の告示がなくても指定された図書等と同様の取扱いがなされます。

- (1) 書籍又は雑誌その他の印刷物で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するページが10ページ以上又はその総ページの10分の1以上を占めるもの【条例第13条第2項の規定】
- (2) 録画盤又は録画テープで、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面の描写の時間が連続して3分を超えるもの又はその時間が合わせて5分を超えるもの【条例第13条第3項の規定】
- (3) 日本映像倫理審査機構又はコンピューターソフトウェア倫理機構が審査し、18歳未満の者に対して販売し、又は貸出すことを禁止したもの。（15歳未満の者に対してのみ販売し、又は貸出すことを禁止したものを除く。）【条例第13条第4項の規定】

| 種類 | 題名 | 製作発行所等 | 雑誌コード等 | 備考 |
|----|----|--------|--------|----|
| | | | | |
| | | | | |

○=コミック誌